

令和元年 10 月 21 日

学 生 各 位

学生サービス課長

「拾得物」の処分について

大学に届出のあった「拾得物（落とし物、忘れ物）」は、学生サービス課において、一定期間保管・陳列後、処分することとしています。

この度、下記の拾得物を処分しますので、心当たりのある方は、受取期日までに学生証等の身分証明書を持参のうえ、学生サービス課までお越しください。

記

1. 受取期日 令和元年 11 月 5 日（火）
2. 処分対象 令和元年 6 月 30 日（日）までに届出のあった拾得物（貴重品を除く）
3. 対応窓口 学生サービス課学生生活係（大学会館 2 階）
4. 留意事項 拾得物受け取りの際は、学生証等の身分証明書を持参願います。

以上

【本件問合せ先（担当）】

学生サービス課 学生生活係

内線：7144, 7147 FAX：7140

E-Mail：stu_seikatu@jim.kit.ac.jp